

和歌山県

埋蔵文化財情報

1978.6 No. 11



・特集

西庄中世集落跡の構造と一呪符

社団法人

和歌山県文化財研究会

西庄中世集落跡の構造と一呷符

和歌山市西庄宇朝ヶ坪を中心に西庄遺跡がひろがっている。昭和51年に予備調査を行い昭和52年度から本格的な発掘調査が始められた。調査の結果、調査を担当している和歌山県教育委員会では、現段階では中世の集落跡か寺院跡ではないかとの遺跡を性格づけている。注目される諸事実は極めて多いがその中で本稿では、二つの点にしぼり、所見の一掃を述べてみたいと思う。

西庄遺跡の構造

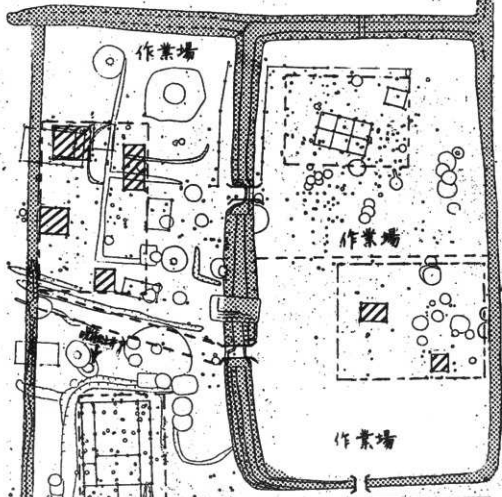
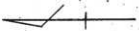
この遺跡は、幅2m程の溝が東側を南北に走り、北は溝が消え、南はその端が東、西溝に分岐しており、以東は不明ではあるが、一応、一区劃の東端が示されている。この南北に走る溝の中央から西にのびる溝が40m、直角に走り、再び南折して、約10m続いて行方を失っている。従って、南北24m、東西40mを一単位とする南側の単区劃が得られることとなるのである。すなわち東西と南北の区劃の長さか2:1と見事に対応しており、非常に計画的な区劃が与えられていることを示している。この南区劃について注目されるのは東西に北側をはしる溝が二ヶ所、東から15mから18mまでの部分、北区劃をはり出させて溝を狭めており、さらに22mから36mまでの間を逆に南区劃をはり出させて溝幅をせよめ、恐らく橋なり渡りを設けていたろうことを暗示している。それだけに南区劃は単一の機能を果たすだけでなく、その区劃内部が3つの機能をもったり、3地区に分けられることが窺われるのである。そうした眼で南区劃一南屋敷地を見ると東側に主屋などの生活空間をおき、北、西を目隠堀で囲み、中央、西地区や東地区の南部分を広場なり作業場、畑地などとして使用し、南によせて関係の附属施設を配置する構造をとっている。

一方、北区劃は、必ずしも南区劃とは単純ではない。遺構の複雑であり、しかも幾たびかの建替えなどあってその読みとりはむづかしいものの、周囲を劃した溝と平行なり直交する建物をひらき出すと、注目される一事実が浮ぶ。まず、南側にある大溝にかかる東の橋なり渡りの前面、北面に主要な建物を集め、また溝の北縁にたい南屋敷池と同様、目隠堀をつくり、目隠堀同志が溝をはさんで対応させている。ただ、

北区劃の建物の群の当初建物の3~4棟は西側の橋なり渡りまでの間に収まり、北区劃は、むしろ、この西の橋なり渡りと北へのびしていく道なり区劃するものがあったのではないかと想像されるのである。とすれば、この北区劃は二つの区劃一屋敷地となるのではないかと考えられる。その東屋敷地は中央に東の橋を渡し奥より主要建物をおき、東方と南に広場なり作業場、畑地を設けたようである。

以上のように北区劃を、東西に走る大溝にかかる橋なり渡りから、また建物の配置からするならば、西側の橋なり渡りは北区劃を二分させる、すなわち東の区劃一屋敷地と西の区劃に二分されることになるのである。東の区劃はすでに荒れたかこの西の区劃には、西によせて東西約15m、南北約10mをはかる、石積みと一部に掘こし雨落溝をめぐらした基壇がみられる。基壇上の建物の形態は不明であるが、現在発掘されている諸建物中では最も規模が大きく、その故に寺院跡かと考えられたのかもしれない。ただ礎石なりは見られないようであり柱穴状の穴が集中しているところからすれば1棟ではなく2棟程の建物がこの基壇上に営まれ、しかも建替えられた場合も十分に考えられるのであり、おそらく西方と、この基壇状遺構の南に広場なり作業場、畑地などを考えてもよいのではないかと考えられるのである。こうした考えが許されるとすれば、東区劃同様、東西約5m、南北24mの屋敷跡となるであろう。この北区劃の西屋敷の出入りは、南区劃の西橋から北に道がのび、この道から西に入る手法も考えられないではないが、恐らくは南区劃の西辺を限る大溝にさい、幅員の広い南北道があり、この道が北に行きつくところに北区劃の西屋敷地があることとなるのであろう。この手法の出入りが最も妥当なものであることは論をまつまでもないところであらう。もし、こうした大道が、南区劃に西に認められることとなれば、南区劃への出入りも、その西辺にも設けることが可能となるであろう。

以上で成立期の西庄遺跡の一部の設計計画プランを見たが、なお、考えておかれなければならない一面がある。それは南区劃を一屋敷としたことへの今一つの見方の成立の可能性である。この南区劃の南北24m、東西42mという区劃は北の区劃よりすは



作業場

作業場

作業場

作業場

-  溝
-  建物
-  橋渡り
-  屋敷地境界
-  住居域

0 5 10 15m

抜けて広いものであるにもかかわらず遺構が少なく貧弱であり、しかも北側の溝に二つの橋なり渡りが設けられている事実からすれば、その二橋の中間に境を南北に設け、四方の屋敷地を東・西に考えることが可能となり、東の屋敷地は東北によせて住居をかまえて西・南に作業場や畑地、広場を、また西の屋敷地は東南に住いをよせ、西や北に同様の空間を設けていると見るものである。この見解は妥当性のつよいものであるが、二つの橋なり渡りを考える上に非常に明確な利用形態が設ける訳で成立の可能性はきわめてつよいと言える。ただ、一つの幅2mという区劃溝で周囲をとり囲まれているだけに、果して独立した二家族と見做しうるか否か、主従の関係にある二家族なのか、親と子、主屋と分家といった関係にあるのか、いずれにせよ関係し合う一面をもつものであることは十分予測されることである。

北区劃の二つの屋敷地についても同様なことが言えるかもしれない。その場合、南区劃とは逆に西の屋敷が主となり東が副となることは論をまつまでもないが、東の屋敷の建物配置は興味ある在り方を示しており、かなり独立性のつよい、むしろ主・副といった家族関係は考えなくてもよいのではないかと、逆言すれば、それなりに独立した個性をもつた家族の屋敷地であることの可能性もつよく、出入口も南区劃の東の橋なり渡りだけでなく、北区劃の西屋敷間に想定される道なりからの出入り、あるいは南の2m幅の溝に橋をかけるかのいずれかであったらうと思われる。

西庄遺跡の成立期の村の地割りには、歲月を問みずるに従い変化したものようである。大溝の西の橋なり渡りから東北にゆがんで北へのびる二条の溝が出来るが、この溝と溝の間に道であり、北区劃の東・西の屋敷地の境に明確に道—しかも側溝をもつた—が誕生し、東屋敷の中にこの道と平行した軸をもつ建物が誕生したり、若干軸に異なるがやはり有機的に関連すると想像される建物の前代の住居のあった地域に新しくつくられているのである。恐らく出入口はこの場合も東側に平行する今一条の溝が北にみられるがこの溝と道の側溝間が築地垣であり、その築地垣南端部分に出入口を設けていたと思われるのである。いずれにせよ北区劃の東屋敷地の変化は目まぐるしいものがあるが、東を作業場なり畑とし、西側に住いの部分と構成する在り方は、前代

から踏襲されているといえよう。

西庄遺跡の実態については、なお説かればならない諸氏は数多いが、その当初の集落設計なり構造、一部の変遷は以上のようによみとれるように私には思われる。地盤をあげ建物を15m×10mの範囲の中に各のた北区劃西庄敷地こそは、そうした諸屋敷の中核をなすものとして思っているようである。その東側の屋敷の動きもまた建物もつくれたものである。一つの集落の内の各屋敷なり家族の在り方を終極調査はまざまざと顕現してくれるのである。調査者の鋭い目と技術は、このように中世を見事に思つかせてくれたのである。

阿天利呈呪符の発見

西庄遺跡の調査の成果を、昭和52年4月1日の説明会にちなんで社団法人和歌山県文化財研究会が刊行された『西庄地区遺跡(仮称)発掘調査現地説明会資料』の送付をうけて以上のように分析して中世集落復原の一步を百歩のうると考えたのであるが、その記載の中に呪符の発見のあったことが記されていた。気にしつつ、杜しさにかまけて照会をおこたっていたところ、和歌山県教育委員会の松田正昭氏より電話で「口を3つ横に並べドアの戸、端がくっついているので字ではないと思えますがとにかく呪符だと思います。どんな意味のものですか」と逆に御教示を得ることになった。「その手のものには幾種類があるので物を見ないと何ともいえなけれど、草戸十軒町遺跡の室町時代初期の井戸から発見された呪符はその下に髭というまたよめない、むしろ書いてよめば鶴とよめるような墨書があり阿天利呈と書いてあるよ。今年の2月9日の中日新聞にも、『日本歴史』の今年の4月号にも一寸書いて置いたから、それを見てほしい」と答えた。松田君から弟君の居られる元興寺文化財研究所にこの資料がもらこまれ、赤外でとった写真と弟君の松田隆嗣君から4月17日頂戴した。こちらは赤外写真である。最初、松田正昭氏から頂戴した写真では下半は梵字が並ぶのかと想い調べはじめていたが、隆嗣氏の写真の結果、墨書は明確で、

阿天利呈の母体令

とかかれていることが手にとるようによく鮮やかに読みえた。まさかと思っていた天刑星の呪符の再見である。私の驚きは大きかった。ここ3年ばかり追いかけている天刑星の呪符だけに感激一潮というところであった。

この天刑星の呪符は、平頂で幅 2.0cm 、長さ 26.9cm 、頂から 17.5cm の所から次第に両側を削り尻程幅をせよめ、底を再び平らに、その幅 2.0cm をはかるものである。先の『現地観明会資料』によれば北正割の西屋敷地の基壇状の遺構の東北隅、両高溝の外にある井戸からの発見であり、「径約 2m の狭方内に基底に二段の土層をもち、その上に石積みを行、たまたで径は約 1m と測る。この井戸からは、呪符、燈籠、土、土丁の柄(?)、曲物などが出土している」と簡潔に記されている。詳細な出土状況が下期のには残念であるが、それは後日の正報告をまつとして、この呪符のもつ性格より内容を簡単にのべておくことにしよう。

まず、中央の阿天刑星の句であるが、これは最早や今日では失われてしまい、鶴橋光生の大漢和辞典にも出てこない句である。しかし、中古より近世にかけては、すでに草戸十軒町遺跡(広島県福山市)でも発見されているように重要な背景をもち流行した呪符の一つであった。阿天刑星は天刑星ともいい、天形星とも書くが、阿極宮にある星であり、戮刑星とも呼ばれ曆に現れる星である。益田家に蔵される『地獄草紙』の第一段に、たて膝で恐しい形相の夜叉の形相と[天刑星か、両足にそれぞれ疫鬼を踏まえ、左の一手で悪鬼の髪をつかんでねじ伏せ、右の一手に悪鬼を酢へ浸し左の二手にその足を握り高く挙げ、右の二手は既に頭を噛み食える鬼の土身をとって更に食おうとして口に運ぶ所と現わしている。悪鬼をあたかも「流れ作業」式にとらえ、以後食いつくすまでの諸段階は見事に垣かれ、その詞に「かみ(音の意)に天形星となつ(名付)るは(星)ましまし、千頭天王およびその部類ならびにもみもろの疫鬼とりて了(能)にましてこれを食とす」とかかれている。中世の人々の天刑星に何を期したかは、この『地獄草紙』の絵詞に十分語られ、その信仰が千頭天王をはじめ諸々の疫鬼を酢につけて食し、疫鬼に恐れられる存在であること、その故にこそ、この天刑星の呪符をも、疫鬼をすりぞけようとした心意がありありとよみ

とれるのである。ただ『三国相伝陰陽統轄蓋蓋内伝金鳥玉兎集』などでは、天刑星は牛頭天王そのものであり、牛頭天王が疫鬼と調伏すると記し、患鬼の王者とされた牛頭天王が天刑星と重なり、天刑星の性格までも獲得してというか、とりこんで牛頭天王の信仰が浸透していくことを示しているのである。

天刑星の性格がどうしたものであるかは、以上の記述から明確であろう。こうした天刑星の信仰のために偏怪ではあるが、天野信素翁は『塩尻』の巻五で、『天刑星秘密儀軌』が名古屋大須真福寺に蔵され、その一本は蓮山院の文応元年(1260)古書本の写なり。応永3年(1396)12月7日尾州中島大権左東方照光院にて書した旨を典籍に記していること、この『天刑星秘密儀軌』が3巻からなりたっていること、元禄年間に見たことを記しとどのめているし、別に不空三藏訳をつたえる偽經『天刑星真言秘密』といった経軌もつくられ、天刑星の信仰が次第に体系化され、牛頭天王と巧みに習合されていくのである。こうして一方で体系化されていくだけでなく、西庄中世集落では呪符としての天刑星の名を見出すのである。

天刑星をめぐる呪符には2種乃至は3種の系統がみられるが早戸千軒町遺跡の呪符と同様、今回発見の呪符もその一系統を示すものである。この系統に属するものには、木下密運氏蔵の『秘法大書』には天刑星大呪として

天刑星大呪

といった呪符の存在をとくが、これをはしめ、いくつかの小異はあるものの戸つながら一連の類似のものがみられるが、これがその一系統をつくっているのである。西庄中世集落の呪符には、何天刑星の句について、息々如律令の一語がみられる。呪句中、最も多用される句であり、『教照堂巻集』第一には、「息々如律令等の語の如きは、火を呪すれば焼けず、瘡を呪すれば傷めず」とあり、『専文類聚』第32には「呪符の類、末句に息々如律令と云ふは、人おもへらく酒との如律令の如し、速に去りて満ることを得されとなり、一説に、漢朝、行下の書毎に皆々如律令と云ふ、言は當に亦た律令の如くなるべし、故に行呪に如律令の言あり。律令は雷逆の捷鬼なり、此の鬼、善く走り、雷と相疾速かなり、故に此の鬼の疾走の如

きを云ふなり」と記し、その意味を明らかにしている。一言でいえば「疾去鬼」の意なり「疾去疾去異得久住」（速く帰れ速く帰れ久しくここに住むことのないように）と鬼の速く去ることを希望しての句なのである。

最後に記号のようになっている期は、俗に九字を切るという呪符である。兵器に出るものとされている。『軍林宝鑑』上巻に

册として用内に自ら御を叫くことあり。古字の八指指を以て、先づ四線を畫き、後に五線を爲し能（斬）れ。四線五線、兵を断く。盜賊起らず、鬼夜行かず。故御に還帰せん。吾れに當る者は死し、吾れに背く者は世に、思ひ如御令、呪し果りて使は行く。

と書かれており、一見古字にもなる期は、九字と呼ばれ四線五線を畫くものであり、その目的も明確に記されている。九字の記号は、文字では「臨兵衛宮奇呪烈在前」の九字で表理されることになっており、五線を上から臨兵衛宮奇、四線は左から陳烈在前を表わすものとされているのである。『修験深秘行法守戒集』巻六には一九七項として九字垂造という事項をかき「南方の天に向て九字誦して、南を九字誦みなくやうにかみおれず、此の月の至の夜難をかみくたきやくする式に吉星と成る也。鬼魔、外道、疫神、悪霊、強敵奇をかみたくすと観すべし。深戒也」とあり、その九字の垂造しての御符を見事に記しているのである。

以上で、西庄中世遺徳の呪符の内容は明確になったといえるであろう。平順天王など疫神と敵につけて食し退ける天利星の強力に、速かに鬼を去らしめ住まわしめぬい思ひ如御令の句を添え、さらに悪魔、外道、疫神などをかみおれぬ九字の印をえ、てみえ一層天利星の効力をつよのようにしているのである。しかし、この呪符は當時の慣用の呪句、呪符であったと思われる。国立国会図書館蔵の『まじない秘伝』（発行年月古字）には

嚴正天利星王呪（如御令）

のほかに別に

疾阿天利星王呪（如御令）

といった呪符がみられる。前者はまさに、西庄中世集落の呪符と完全に近いまでに合致しているといえそうであり、後者も殊と意匠を脱して記しているが、違ねるとやはり合致するものとなるであろう。西庄中世集落は『聖地説明会資料』によれば南北朝から室町時代初頭の遺跡とされており、先の早戸千軒町遺跡が室町時代初頭に属するとされることもほぼ一致し、『まじない秘伝』が慶長16年に書写しているだけに、室町時代に天刑星呪符が盛行し、その信仰がよよく生きていることが如実にうかがわれるのである。

西庄中世集落と呪符

天刑星の呪符の性格とその要領を記し、その姿を浮かび上らせた。しかし、ここで注目すべき一点の心を戒律に記そう。この一点こそは集落とこの呪符のつながりである。今回発見された呪符は周囲の側壁に割りこみを施し、くくりつけつるようになっている。柱とくくりつけたり門戸にしはる。そうした用途が考えられるのである。先の木下盗達氏前の『神法大事』には、大門口に立つ、疫神守りとあるように大門口の口になる場合がふつたり、新島県の中野宣任氏より御送付いたいた『神祇考』の中には、やはり天形星の呪符(クツの長さ、ノリの木を用いる)としてその呪符内に村中安全、疫神退散の句が見られる。恐らく疫神と恐れ守護するため、村の入口なり門戸の口にくくりつけたりまた、西庄の場合、脚部を割りこみせよとしていたようにふしたる場合もあつたらうかと考えられるのである。

先の西庄中世集落の構造を検討した結果、北西割の西屋敷、この集落の内て最もすくれた屋敷一基壇まで設けた屋敷、その東北隅につくられた井戸、それも不祥とに石積みしたすくれた丁寧な井戸の中からこの天刑星の呪符が発見されているのである。おそらく、この集落を統括したであろう者の屋敷でこの呪符が生きたのである。疫神を戴しめる効あつてのら、この呪符は、この屋敷の出入口なり柱からはずされ、井戸にかくされたのである。井戸が塞絶した状況にあつた時点で投入されたのか、まだ使用されている時点で投入されたのか、そのいずれであるかは残念ながら報告されていないのでよく判らないが、井戸底発見を伝えるところからすれば

恐らく後者であろうか。井戸は水みちをえらび漏穿されたものであるだけに、井戸に流しやうた板られるべきものは水みちを経て大川なり海に流れ出、次第にささう中で浄化されていくと古くから考えられていたのである。

村の長ともいうべきこの屋敷の主のもとで、この呪符は息づき、その産敷内の井戸に納入された事実は、南北朝から室町時代初頭には呪符の利用が村の長といった比較的高い地位におる者の間を中心に行なわれたことを物語っているのである。現実には吉田神道で名高い吉田家、その吉田兼見の日記『兼見脚記』には多くの各種の呪符が各地に配布されていく有様が手にとるように記しとどめられているが、その配布される者はむづいもが、在地のかんりの有力者までを含むものである。吉田兼見のような高名の社家ではなく陰陽師、呪師として呪符を配布して歩くものや、地域・地域の験者が呪符を配布するとしても、その対象は、まさにこうした村の有力者を中心展開しているのである。誰よりもまして、安全を希い疾鬼の退散を願う心根は有力者によく、その心根とつく形で、呪師が生き、こうした呪符がもらいられていくのである。

西庄中世集落は、真摯な調査によって集落の構造とその習いや家族の在り方が知りえただけに、呪符を用いる者の実態までも明らかにしえたのである。単に呪符の詳細を知りえただけでなく、そうした呪符の在り方まで知りえた條件は、まさに天啓というべきものであろうか。

(水野正好)

昭和53年5月3日

稿了

西庄地区遺跡の主屋北東の中世井戸より、呪符が出土したため、文化庁・水野正好氏に呪符についての教示をあおいたところ、現地説明会の不十分な資料のもとに、呪符については勿論、遺跡についても氏の見解を原稿として送付していただいたため、報告書に先立ち、『埋蔵文化財情報』の場をかりて水野氏原稿を全文掲載させていただきます。

(辻林 浩)

編集後記

文化庁の水野正好氏に5月原稿をいただきながら私たちの急げゆえ遅れられたことを氏におわび申し上げます。

(宇野)